

①行事名(コース)など
②住所 ③氏名(ふりがな)
④電話またはFAX番号
⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

ハガキ・ファクシミリ等の記入例

- あて先は各記事の申込先
(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27
HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



せたがやコール ☎03-5432-3333
区HPQ 8436 FAX03-5432-3100

令和7年(2025年)5月1日

せたがや



区民交通傷害保険への加入で もしもの事故に備えましょう

金融機関窓口での申込に加え、申込専用サイトからの申込も可能です。
☑保険期間開始時点で、区内に在住・在勤・在学の方
保険期間／7月1日～8年6月30日(中途加入は申込の翌月1日～8年6月30日)
引受保険会社／損害保険ジャパン(株)(承認番号SJ24-16945(7年3月14日承認))

補償プラン	補償内容の概要
区民交通傷害コース	●交通事故等でけがをした際の補償 ●ひき逃げや犯罪行為等による被害補償(被害事故補償)
自転車賠償責任プラン ＋ 区民交通傷害コース	●自転車事故により法律上の損害賠償責任を負った際の補償(示談交渉のサービスあり)

※家族で一緒に加入できる家族プランはありません。

備詳しくは、リーフレット(区内金融機関・郵便局、区HPQ 572 にあり)をご覧ください。

申6月30日までに、加入申込書(区内金融機関・郵便局にあり)と保険料を持って区内金融機関または郵便局へ、または申込専用サイト(右記二次元コード)から申込み ※申込専用サイトから申し込む場合のみ7月以降も中途加入可。
区補償内容＝損害保険ジャパン(株) ☎3349-9666
加入手続き＝交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996



▲申込専用サイト



使わなくなった小型家電は リサイクルしましょう

●回収対象品目

携帯電話、タブレット端末、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、電子辞書、電卓、携帯ゲーム機器、ハンディカメラ、ポータブルナビ、電話機(ファクシミリ付きを除く)、電源コード・ケーブル類(結んで投入してください)

●回収ボックス設置施設

総合支所、太子堂出張所、松沢まちづくりセンター、喜多見まちづくりセンター、上野毛まちづくりセンター、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台

※世田谷総合支所の回収ボックスは、建替工事に伴い、隣接の区役所第2庁舎1階入口にあります。

【注意事項】

投入口に入るものに限ります。充電式電池や回収対象品目外の小型家電、お店や事業で使用した小型家電は投入しないでください。



区清掃・リサイクル部事業課 ☎6304-3297 FAX6304-3341
区HPQ 403



世田谷区男女共同参画先進事業者表彰の 対象事業者を募集します

仕事と子育てや介護等の家庭生活との両立支援や、女性の活躍推進等に積極的に取り組む事業者を表彰します。

性別を問わず、誰もがいきいきと働き続ける環境を整えることは、事業者のイメージアップや、人材確保、成長戦略にもつながります。

☑区内に事業所がある従業員数がおおむね300人以下で、次のいずれかに該当する事業者・団体

①従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる②女性の活躍推進や管理職等への登用等に積極的に取り組んでいる③多様な働き方を推進し、誰もがともに働きやすい職場環境を整備している

※自薦・他薦は問いません。

備11月(予定)に表彰式を行います。

申6月30日(必着)までに、区HPQ 8049 からオンライン手続き、応募用紙(人権・男女共同参画課、前記区HP にあり)を郵送、ファクシミリまたは持参で人権・男女共同参画課(〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-3453 FAX6304-3710)へ



行政相談(委員)をご存じですか

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関や独立行政法人等への苦情、意見、要望をお受けしています。身近な暮らしに関する困りごと等がありましたら、お気軽にご相談ください。

●定例相談 回毎月第3火曜午後2時～4時

場世田谷総合支所区民相談室

●春の特設行政相談 回5月22日(木)午後2時～4時

場三軒茶屋ふれあい広場



行政相談マスコット
キクーン

区広報広聴課 ☎5432-2014 FAX5432-3001、総務省東京行政評価事務所行政苦情110番 ☎0570-090-110 FAX03-5331-1761



建築物の定期調査・検査報告書の 提出をお願いします

建築基準法では、共同住宅、病院、保育園や老人ホーム、飲食店等、多数の人が利用する区が指定した建築物(特定建築物)や昇降機等について、所有者または管理者が定期的に調査・検査を行い、区へ報告することを義務付けています。適切な維持管理がされていないと、地震・火災等が発生した際に大惨事になるおそれがあります。該当する方は、専門技術を有する資格者に調査・検査を依頼して、その結果を区が指定する提出先に提出してください。

●定期報告の種類

- ・特定建築物の定期調査報告(毎年または3年ごと)
- ・防火設備の定期検査報告(毎年)
- ・建築設備の定期検査報告(毎年)
- ・昇降機等の定期検査報告(毎年)

備報告が必要となる建築物の規模や報告先等詳しくは、区HPQ 3776 をご覧ください。

区建築安全課 ☎6432-7180 FAX6432-7987

5月は消費者月間です

明日の地球を救うため、消費者にできること

記録的な大雨や高温等、地球温暖化による気候変動が深刻化しています。地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくためには、私たち消費者が地球環境に配慮した消費行動を実践することが必要です。皆さんも、できることから始めてみませんか。

地球環境に配慮した消費行動(主な例)

- マイバッグ、マイボトルを活用する
- 必要な食品を必要な時に必要な量だけ購入する(食品ロスの削減)
- エコな商品を選ぶ
- 使い捨てプラスチックの使用を減らす
- ごみの分別を徹底する
- 省エネ、3R(リユース(再利用)・リデュース(ごみを出さない工夫をする)・リサイクル)を心掛ける

区消費生活課 ☎3410-6523 FAX3411-6845



消費税の価格表示に関するご案内

事業者が消費者へ商品の販売、サービスの提供等を行う場合を対象とし、消費税に関する価格表示は「消費税額を含めた支払総額」がすぐに分かるよう、総額(税込価格)表示義務が導入されています。制度に関して詳しくは、財務省のホームページ(後記二次元コード)をご覧ください。ご不明な点は管轄の税務署にお問い合わせください。

事業者が消費者に対して
価格を表示する場合の
価格表示に関する
消費税法の考え方▶▶▶



総額表示に
関する
主な質問▶



担当＝課税課

区税務署(世田谷☎6758-6900、北沢☎3322-3271、玉川☎3700-4131)